

地域医療構想の進め方について

平成30年11月 水俣保健所

1-1 厚生労働省通知の内容(その1)

- ◆平成30年2月7日付け厚生労働省通知により、次の項目について協議の上、合意を得るよう要請があった。
 - ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
 - ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数
- ◆公立病院及び公的医療機関等2025プラン策定対象医療機関(県内65医療機関、以下「政策医療を担う中心的な医療機関等」)だけでなく、その他の病院及び有床診療所(県内約430医療機関)も協議対象とされ、平成30年度中の協議開始を求められている。

1-2 「その他の病院及び有床診療所」の協議方法等 (県調整会議が各地域調整会議に示す取扱い方針)

- 「その他の病院及び有床診療所」の協議は、「統一様式」又は準じる様式※¹による協議のほか、病床機能報告結果を一覧にした資料を用い、一括※²して行うこともできることとする。
 - ※1 今後の担うべき役割や診療科、病床数等を含む。
 - ※2 一括協議を行う医療機関の範囲は、地域調整会議で決定する。
- 上記に関わらず、過剰な病床機能への転換、非稼働病床を有する医療機関については、医療法や通知に基づき、個別に協議する。

2-1 芦北地域調整会議における協議対象医療機関

【その他の病院及び有床診療所】：21カ所

- ・一般病床及び療養病床を有する医療機関
- ・病院7カ所、有床診療所14カ所

【非稼働病棟を有する医療機関】：2カ所

【開設者の変更を行う医療機関】：把握した時

(平成30年7月現在)

2-2 芦北地域調整会議の協議方法(案)

	パターン1(すべて個別)	パターン2(併用)
その他の病院 及び 有床診療所	協議方法 : <u>個別説明</u> (<u>統一様式に準じる様式</u>) 時期 : <u>平成30年度～</u>	協議方法 : <u>一覧表(病床機能報告より)を</u> <u>作成し、個別説明(統一様式に</u> <u>準じる様式)及び一覧表による</u> <u>協議</u> 時期 : <u>平成30年度～</u>
非稼働病棟を 有する 医療機関	協議方法:個別説明 時期:病床機能報告結果より県が把握した時(平成30年度～)	
開設者の 変更	協議方法:個別説明 時期:県が把握した時	

※「非稼働病棟を有する医療機関」「開設者の変更」の協議方法については、第4回調整会議(H30.8.3)で決定済。

◆すべて個別説明を行う◆

<協議方法>

- ・調整会議は、個別に当該医療機関からの説明（「統一様式」に準じる様式による）を求め、その都度協議を行う。
- ・病床機能報告結果から作成した一覧表も用いて、構想区域全体の状況を確認しながら進める。

<協議スケジュール>

- ・平成30年度～平成31年度。
- ・具体的には、資料1-2で説明。

<「統一様式」に準じる様式>

- ・項目
医療機関名、許可病床数、現状、地域において今後担うべき役割（必須）、具体的な計画（必須）、特記事項
- ・具体的には、資料1-3で説明。
- ・事務局より様式を協議対象医療機関に送付し、記載のうえ、提出いただく。

◆一覧表と個別説明の併用で協議を行う◆

<協議方法>

- ・ 県は病床機能報告から一覧表を作成し、調整会議に報告する。
- ・ 調整会議は、病床機能の内容や病床稼働率が低い医療機関等の理由で個別説明を行う医療機関と、一覧表による協議を行う医療機関を選定する。
- ・ 調整会議は、個別に当該医療機関からの説明（「統一様式」に準じる様式による）を求め、その都度協議を行う。個別の協議終了後、一覧表による協議を行う。

<協議スケジュール>

- ・ 平成30年度～平成31年度。
- ・ 第6回会議で、個別説明を行う医療機関と一覧表による協議を行う医療機関を選定。
- ・ 第7回会議以降、個別説明を開始。

<「統一様式」に準じる様式>

- ・ パターン1と同様。

2-5 芦北地域調整会議の協議方法(案)

共通

【その他の病院及び有床診療所】

- 合意の確認方法：出席委員の過半数の合意（挙手による）
- 合意の基準：地域医療構想の理念（病床機能の分化及び連携等）に合致するか確認する

- 合意の時期：
 - パターン1：病院ごと及び有床診療所ごとの協議を終えた時
 - パターン2：すべての医療機関の協議を終えた時

- 合意を得られなかった場合の対応：繰り返し協議を行う

※「合意の確認方法」「合意の基準」「合意を得られなかった場合の対応」については、第4回調整会議（H30.8.3）で決定済。